

容器保安規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

令和7年7月31日
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
高圧ガス保安室

容器保安規則の一部を改正する省令案等について、令和7年6月2日から同年7月1日まで意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見を考慮した結果をとりまとめましたので、公表いたします。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、形式的な部分等、御意見によらない技術的な修正を行っております。

記

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和7年6月2日（月）～令和7年7月1日（火）

(2) 意見公募の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-GOV）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-GOV）、郵送、電子メールを通じた提出

2. 意見公募の結果

意見提出数1件

3. 寄せられた御意見と御意見を考慮した結果

別紙のとおり

以上

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見を考慮した結果

	御意見	御意見を考慮した結果
1	容器保安規則の第2条第28号の2は、容器保安規則等の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第23号）が令和7年4月1日に施行され、で、「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力」の内容が加わり、「最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値」と改正されたばかりですが、 第2条第28号の2の2で「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力」を「最高充填圧力」と改正する案となっています。 第2条第25号において、「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器」の「最高充填圧力」の定義は同じです。 第2条第28号の2と第28号の2の2で「容器に係る耐圧試験圧力」は、「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器」のみ異なる値になります。 改正されたばかりの規定の変更はどのような理由があるのでしょうか、示していただきたいと思います。 （注 「充填」の「填」の字は、パブリックコメントの案では、別の漢字が使用されていますが、意見の内容確認の画面で、「以下のエラーがあります。 提出意見の入力に、機種依存文字を含めることはできません。」と表示されるため、異なる漢字を入力しています。）	ご意見いただきましてありがとうございます。 ・現状、圧縮水素を用いた自動車燃料装置用容器としては、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器と国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のどちらも活用されております。今回の圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の耐圧試験圧力につきましては、令和7年3月31日公布の改正においては国際圧縮水素自動車燃料装置用容器と同等の水準（公称使用圧力の1.5倍）を採用しました。 その後、関係省庁・関係者等と、水素燃料電池鉄道車両の導入にかかる制度の実運用に向けた議論の中で、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器と同等の耐圧試験圧力（公称使用圧力の1.25倍）であっても、安全水準を維持したうえで、水素燃料電池鉄道車両の合理的な導入をすることが可能と判断したため、今回、改正を行うものです。 ・また、第37条第1項第2号につきましては、御指摘のとおり、「前回の超音波探傷試験に合格したときの」と修正させていただきました。

	また、第 37 条第 1 項第 2 号は改正後が「前回の超音波探傷試験に合格したときの」となっています。 正しくは「前回の超音波探傷試験に合格したときの」と考えます。	
--	---	--